

○ 最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十一号）

改正後		改正前	
<p>区分</p> <p>連結自己資本規制比率</p>	<p>経営の健全性の状況に係る区分</p> <p>命令の内容</p> <p>第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）第五十七条の二十一第一項及び第二項の規定による命令は、最終指定親会社（法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。以下同じ。）が平成二十二年金融庁告示第百三十号（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件。以下「最終指定親会社連結自己資本規制比率告示」という。）第二条の規定に基づき連結自己資本規制比率（同条に規定する連結自己資本規制比率をいう。以下同じ。）を算出する場合にあつては、次条に定める場合を除き、次の表に掲げる経営の健全性の状況（法第五十七条の十七第二項に規定する経営の健全性の状況をいう。第三条において同じ。）に係る区分に応じ同表に定める内容とする。</p>	<p>区分</p> <p>連結自己資本規制比率</p>	<p>経営の健全性の状況に係る区分</p> <p>命令の内容</p> <p>第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）第五十七条の二十一第二項の規定による命令は、最終指定親会社（法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。以下同じ。）が最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第百三十号。第三条において「最終指定親会社連結自己資本規制比率告示」という。）第三条の規定に基づき同告示第二条に規定する連結自己資本規制比率（以下「連結自己資本規制比率」という。）を算出する場合にあつては、次条に定める場合を除き、次の表に掲げる経営の健全性の状況（法第五十七条の十七第二項に規定する経営の健全性の状況をいう。第三条において同じ。）に係る区分に応じ同表に定める内容とする。</p>

非対象区分	連結自己資本規制比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲 一 連結普通株式等Tier1比率 四・五パーセント以上 二 連結Tier1比率 六パーセント以上 三 連結総自己資本規制比率 八パーセント以上	最終指定親会社及びその子法人等（法第五十七条の二第九項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）の経営の健全性を確保するために合理的と認められる計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出及びそ
第一区分	連結自己資本規制比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲 一 連結普通株式等Tier1比率 二・二五パーセント以上四・五パーセント未満 二 連結Tier1比率 三パーセント以上六パーセント未満 三 連結総自己資本規制比率 四パーセント以上八パーセント未満	最終指定親会社及びその子法人等（法第五十七条の二第九項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）の経営の健全性を確保するために合理的と認められる計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出及びそ
非対象区分	八パーセント以上	最終指定親会社及びその子法人等（法第五十七条の二第九項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）の経営の健全性を確保するために合理的と認められる計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出及びそ
第一区分	四パーセント以上八パーセント未満	最終指定親会社及びその子法人等（法第五十七条の二第九項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）の経営の健全性を確保するために合理的と認められる計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出及びそ

	第二区分
	<p>連結自己資本規制比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</p> <p>一 連結普通株式等Tier1比率 一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満</p> <p>二 連結Tier1比率 一・五パーセント以上三パーセント未満</p> <p>三 連結総自己資本規制比率 二パーセント以上四パーセント未満</p>
<p>の実行の命令</p>	<p>次の各号に掲げる最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実に資する措置に係る命令</p> <p>一 最終指定親会社及びその子法人等の資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行</p> <p>二 最終指定親会社及びその子法人等の配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制</p> <p>三 最終指定親会社及びその子法</p>
	第二区分
	<p>二パーセント以上四パーセント未満</p>
<p>その実行の命令</p>	<p>次の各号に掲げる最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実に資する措置に係る命令</p> <p>一 最終指定親会社及びその子法人等の資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行</p> <p>二 最終指定親会社及びその子法人等の配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制</p> <p>三 最終指定親会社及びその子法</p>

<p>第三区分</p>	
<p>連結自己資本規制比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</p> <p>一 連結普通株式等Tier 1 比率 ○パーセント以上一・</p>	
<p>最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実、合併又は三月以内の期間を定めて対</p>	<p>人等の総資産の圧縮又は増加の抑制</p> <p>四 子法人等（対象特別金融商品取引業者（法第五十七条の十二第三項に規定する対象特別金融商品取引業者をいう。以下同じ。）を除く。）の株式又は持分の処分</p> <p>五 その他金融庁長官が必要と認める措置</p>
<p>第三区分</p>	
<p>○パーセント以上 二パーセント未満</p>	
<p>最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実、合併又は三月以内の期間を定めて</p>	<p>人等の総資産の圧縮又は増加の抑制</p> <p>四 子法人等（対象特別金融商品取引業者（法第五十七条の十二第三項に規定する対象特別金融商品取引業者をいう。以下同じ。）を除く。）の株式又は持分の処分</p> <p>五 その他金融庁長官が必要と認める措置</p>

	第四区分
<p>一三 パーセント未滿</p> <p>二 連結Tier1比率 ○ パーセント以上一・五パーセント未滿</p> <p>三 連結総自己資本規制比率 ○ パーセント以上二パーセント未滿</p>	<p>連結自己資本規制比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</p> <p>一 連結普通株式等Tier1比率 ○ パーセント未滿</p> <p>二 連結Tier1比率 ○ パーセント未滿</p> <p>三 連結総自己資本規制比率 ○ パーセント未滿</p>
<p>象特別金融商品取引業者の親会社（法第五十七条の二第八項に規定する親会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）でなくなるための措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施することの命令</p>	<p>三月以内の期間を定めて対象特別金融商品取引業者の親会社でなくなるための措置の命令</p>
	第四区分
	○ パーセント未滿
<p>対象特別金融商品取引業者の親会社（法第五十七条の二第八項に規定する親会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）でなくなるための措置のいずれかを選擇した上、当該選擇に係る措置を実施することの命令</p>	<p>三月以内の期間を定めて対象特別金融商品取引業者の親会社でなくなるための措置の命令</p>

2 | 前項の表中「連結普通株式等Tier 1比率」、「連結Tier 1比率」及び「連結自己資本規制比率」とは、最終指定親会社連結自己資本規制比率告示第二条に係る算式により得られる比率をいう。

第二条 最終指定親会社及びその子法人等の連結自己資本規制比率が、従前に該当していた前条第一項の表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その区分の範囲を超えて確実に改善するために合理的と認められる計画を最終指定親会社が金融庁長官に提出した場合には、当該最終指定親会社に対する当該区分に応じた命令は、その時点における連結自己資本規制比率以上で当該計画の実施後に見込まれる連結自己資本規制比率以下の同表の区分（非対象区分を除く。）に定める命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合は、この限りでない。

2 前条第一項の表の第四区分に該当する最終指定親会社及びその子法人等の連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額が負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該最終指定親会社に対する当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に定める命令を含むものとする。

一 有価証券 連結自己資本規制比率の算出を行う日（以下この項

（新設）

第二条 最終指定親会社及びその子法人等の連結自己資本規制比率が、従前に該当していた前条の表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その区分の範囲を超えて確実に改善するために合理的と認められる計画を最終指定親会社が金融庁長官に提出した場合には、当該最終指定親会社に対する当該区分に応じた命令は、その時点における連結自己資本規制比率以上で当該計画の実施後に見込まれる連結自己資本規制比率以下の同表の区分（非対象区分を除く。）に定める命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合は、この限りでない。

2 前条の表の第四区分に該当する最終指定親会社及びその子法人等の連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額が負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該最終指定親会社に対する当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に定める命令を含むものとする。

一 有価証券 連結自己資本規制比率の算出を行う日（以下この項

<p>経営の健全性の状況に係る区分</p>	<p>において「算出日」という。)の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額</p> <p>二 有形固定資産 算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額</p> <p>三 前二号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるもの 当該評価した価額</p> <p>3 前条第一項の表の第四区分以外の区分に該当する最終指定親会社及びその子法人等の連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が負債の部に計上されるべき金額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該最終指定親会社に対する当該区分に応じた命令は、同表の第四区分に定める命令を含むものとする。</p> <p>第三条 法第五十七条の二十一第二項の規定による命令は、最終指定親会社が最終指定親会社連結自己資本規制比率告示第四条の規定に基づき平成二十二年金融庁告示第百二十八号(特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件)の例により連結自己資本規制比率を算出する場合にあっては、次の表に掲げる経営の健全性の状況に係る区分に応じ同表に定める内容とする。</p>
<p>命令の内容</p>	<p>において「算出日」という。)の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額</p> <p>二 有形固定資産 算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額</p> <p>三 前二号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるもの 当該評価した価額</p> <p>3 前条の表の第四区分以外の区分に該当する最終指定親会社及びその子法人等の連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が負債の部に計上されるべき金額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該最終指定親会社に対する当該区分に応じた命令は、同表の第四区分に定める命令を含むものとする。</p> <p>第三条 法第五十七条の二十一第二項の規定による命令は、最終指定親会社が最終指定親会社連結自己資本規制比率告示第四条の規定に基づき特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件(平成二十二年十二月金融庁告示第百二十八号)の例により連結自己資本規制比率を算出する場合にあっては、次の表に掲げる経営の健全性の状況に係る区分に応じ同表に定める内容とする。</p>
<p>経営の健全性の状況に係る区分</p>	<p>命令の内容</p>

第三区分	第二区分	第一区分	非対象区分	区分
百パーセント未満	百パーセント以上 百二十パーセント未満	百二十パーセント以上 百四十パーセント未満	百四十パーセント以上	連結自己資本規制比率
三月以内に対象	連結自己資本規制比率を回復させるために自らとるべき具体的措置に関する計画の提出、業務の方法の変更、財産の供託その他監督上必要な事項の命令	連結自己資本規制比率を維持するために自らとるべき具体的措置に関する計画の提出その他監督上必要な事項の命令		

第三区分	第二区分	第一区分	非対象区分	区分
百パーセント未満	百パーセント以上 百二十パーセント未満	百二十パーセント以上 百四十パーセント未満	百四十パーセント以上	連結自己資本規制比率
三月以内に対象	連結自己資本規制比率を回復させるために自らとるべき具体的措置に関する計画の提出、業務の方法の変更、財産の供託その他監督上必要な事項の命令	連結自己資本規制比率を維持するために自らとるべき具体的措置に関する計画の提出その他監督上必要な事項の命令		

特別金融商品取引
業者の親会社でな
くなるための措置
の命令

特別金融商品取引
業者の親会社でな
くなるための措置
の命令

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十五年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

第二条 この告示の適用の日(以下「適用日」という。)から起算して二年を経過する日までの間におけるこの告示による改正後の平成二十二年金融庁告示第三百三十号第一条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	
四・五パーセント以上	三・五パーセント以上
六パーセント以上	四・五パーセント以上
二・二五パーセント以上四・五パーセント未満	一・七五パーセント以上三・五パーセント未満
三パーセント以上六パーセント未満	二・二五パーセント以上四・五パーセント未満
一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満	〇・八八パーセント以上一・七五パーセント未満
一・五パーセント以上三パーセント未満	一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満
〇パーセント以上一・一三パーセント未満	〇パーセント以上〇・八八パーセント未満
〇パーセント以上一・五パーセント未満	〇パーセント以上一・一三パーセント未満

平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間							
四・五パーセント以上	六パーセント以上	二・二五パーセント以上四・五パーセント未満	三パーセント以上六パーセント未満	一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満	一・五パーセント以上三パーセント未満	〇パーセント以上一・一三パーセント未満	〇パーセント以上二・五パーセント未満
四パーセント以上	五・五パーセント以上	二パーセント以上四パーセント未満	二・七五パーセント以上五・五パーセント未満	一パーセント以上二パーセント未満	一・三八パーセント以上二・七五パーセント未満	〇パーセント以上一パーセント未満	〇パーセント以上一・三八パーセント未満